

平成 29 年 11 月 20 日

石狩市長 田岡 克介様

石狩コミュニティウインドファーム建設事業に関する要請書

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
代表 安田 秀子

〒061-3211 石狩市花川北 1 条 5 丁目 3 0 7

Tel/Fax 0133-74-6198

貴職におかれましては、石狩湾新港およびその背後地にある工業団地の計画段階から現在に至るまでの長きにわたり関わりを持たれ、今や石狩市ばかりでなく道央の中核を担うまでに発展したこれらの育ての親としてのご苦勞は並大抵のものではなかったかと拝察されます。

現在、工業団地は 600 社余り、約 15,000 人が、日々、事業活動を展開する重要な場所となっています。新港地区における LNG や石油タンク群の造成と北海道電力株式会社および北海道ガス株式会社の LNG 火力発電所建設は、苫小牧港周辺の太平洋側に集中しているエネルギー基地の分散化に大きく貢献することになりました。さらに、風況の良さから再生可能エネルギーの 1 つである風力を活用した風力発電施設を建設し、エネルギー基地の一環とする動きがあり（石狩湾新港港湾計画書他）、その結果、4 つの大型風力発電施設（単基定格出力 3200～4000kW、45 基）の建設計画が工業団地周辺に集中して進行中です。

しかし、最近、このうちの 3 計画について、工業団地および石狩市・札幌市・小樽市の人口密集地を抱えたこの場所においては、低周波音による健康被害発生リスクが極めて高いことが明らかになりました（資料：北大松井教授による発生率マップ 3 枚）。つまり、大型風力発電施設の稼働は、既に立地している事業所就労者に健康被害をもたらすことで、事業活動に支障を及ぼし、工業団地全体が操業に不適切な環境になることを意味しています。全ての就労者が安心して安全に働くための労働環境を維持するためには、これらの計画は中止されなければなりません。

4 計画の 1 つ、石狩コミュニティウインドファーム（3200kW・7 基、出力 2 万 kW）の建設が、2019 年 1 月運転開始を目指し、株式会社市民風力発電（以下（株）市民風力発電）によりすでに開始されています。この事業は以下に列挙したように健康リスク以外の視点からも、工業団地に大きな悪影響を及ぼすことが考えられ、私たちは重大視しています。

貴職におかれましては、この問題を真摯に受け止め、石狩市として建設事業を即刻中止するよう（株）市民風力発電に勧告することを要請します。長年にわたり築いてきた工業団地を今後も維持発展させるためにどのような道を選択するのか、今、問われています。

（１）安全性が全く考慮されていない

風力発電施設について、2003年から2017年の15年間で比較的大きな事故が40件余り発生しています（1年に2件以上）。今年の8月にも佐賀県においてナセルより出火、ブレードに延焼し、16時間後に鎮火したという事故が報道されました。ナセルの火災事故の他、ブレードの損傷・落下、タワーの倒壊等、各種の事故が発生しています。風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会がまとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月）のp38に「年1～2回は落雷等により、レセプターの飛散や翼の破損が発生するため、保守点検を実施する」とあり、この種の事故が頻発することを示しています。また、海岸に近い風車によく起こるといわれているアイススロー（冬期、ブレードに氷ができ、ブレードの回転に伴い周辺にこの氷が落下）が発生する可能性もあり大変危険な状況になります。イギリスの団体、Caithness Windfarm Information Forumによると、昨年は世界中で153件の風車事故が発生、今年9月末現在すでに153件に達しており、ブレードの破損（19%）、火災（15%）が特に多く、公共の利益を保護するための最小安全距離として少なくとも2kmは必要であると述べています。このような事実から考えると、風力発電施設の周辺には、ブレードの稼働範囲の外側に、少なくともkm単位の安全帯を設ける必要があります。

現在建設中の当該事業は、既存事業所からの距離が十分確保されていません（最寄り事業所との距離120m）。不特定多数が利用する道路も間近にあり、事故が起きた場合の被害は拡大する恐れがあります。東日本大震災を契機に万が一に備えることの重要性が広く認識されました。例えば、台風等の強風時には危険なのでブレードの回転を電気の力を借りて止めますが、落雷等で電気系統に不具合が生じた場合、ブレードの回転を止めておくことは不可能になり、ブレードの過回転からブレードの破損に至り、タワーの倒壊という大事故へ発展します。

想像し得る危険性を考慮するリスクマネジメントの視点が全く欠如している当該事業は、即刻中止することを要請します。国にそのような基準がないから考慮しなくても良いという主張は、論外です。長さ50m余り、重さ10t以上のブレードが、定格出力時には新幹線を越える時速300km以上の速度で、

歩行者や道路走行車、人が多数働いている建物の間近で回転するというのはいかなるものか。狂気の沙汰としか言いようがありません。

(2) 周辺の既存事業所への説明が不十分

5号基の最寄り既存事業所の1つは、風力発電施設が倒れてきた場合にはその下敷きになるという状況にあります。その際、どのような対応をするのか(株)市民風力発電に質問したが返答がないので、要求された「承諾書」は未提出でいました。しかし9月上旬、質問に対する回答がないまま、杭打ち工事が開始されてしまいました。果たしてこのような不誠実で横暴なやり方は許されるのでしょうか。説明責任を果たせない(株)市民風力発電は事業を実施する資格はないと考えます。即刻事業の撤退をするべきです。

(3) 環境影響評価準備書に対する道知事意見を考慮していない

環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の段階で、北海道知事意見が出されました。その中で、「心身に係る参照値」を考慮すると工業団地内の就労者と周辺住民への低周波音による健康影響が強く予想されることから、「対象事業実施区域の位置の変更、規模の大幅な縮小など、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすおそれのない計画への見直しが必要」と指摘されました。しかし、評価書では、位置の変更も規模の大幅縮小もされておらず、道知事意見は無視されました。

工業団地内の事業所は、全てが自ら騒音を出す工場や作業場ばかりではありません。静かな環境を必要とするいわゆる事務所や休憩施設(福利厚生施設)も併せもっています。低周波音の透過性を考えると、周辺の就労者への影響はその近さから必至です。一般市民の常識的な感覚からこの事業は無謀であると考えます。環境大臣意見や経済産業省勧告のなかで触れていないから問題がないということには断じてなりません。逆に就労者への健康配慮をしない環境省と経済産業省こそが問題です。「国の審査に通ったから問題が無い」というのは愚かで無分別な追従であり、工業団地就労者を切り捨て、見捨てる行為に他なりません。

更に、道知事意見では工業団地周辺の住民への健康影響にも言及しており、当然ながら私たち住民(特に花畔地区)が健康で安心して暮らしていくためにも、3200kW、7基の工事は認められません。

(4) 水俣の過ちを繰り返すべきではない

大型風力発電施設からはその大きさから、強力な超低周波音・低周波音が発生します。現在の環境省は低周波音等による「健康被害」を認めていませんが、日本においては低周波音等による「健康被害」が発生しています。1970年代の西名阪自動車道での低周波公害事件、家庭用ヒートポンプ給湯機による健康

被害（「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書 家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」平成 26 年 消費者安全調査委員会）は低周波音による健康被害の実例です。風力発電施設においても、特に静岡県東伊豆町熱川ウィンドファームの例（第 3 回風車騒音被害調査結果—風車停止による健康被害の改善—2009 年三井・大林熱川自治会）はその典型を示しています。これら 3 つの事例では、頭痛・目眩・耳鳴り・睡眠障害等の健康影響が出ています。

私たち一般市民は現在の環境省が昨年まとめた「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）、およびそれをもとに今年 5 月に作成された「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」と「風力発電施設から発生する騒音に関するガイドライン」については、世界に恥じるべき愚作と考えています。御用学者による誤った見解（聞こえる音だけが健康影響を及ぼすという偏った視点から、20Hz 以上の低周波音も含め A 特性音圧レベル（騒音として）を評価する）に基づいた上記のものは即刻、廃棄されるべきです。予防原則にのっとり、予防医学の視点で広い視野に立った調査研究が行われなかったことは大失敗でした。特に健康被害が強く疑われる方々への聞き取り調査が行われなかったのは大変不可解です。

当会は石狩放水路横の既設風車による健康被害を把握しております。周辺地域においても事業所内に低周波音により定在波が発生し健康被害が起きている可能性は否定できないと考えています。今回は放水路風車の 2 倍の出力を持つものが 7 基建設されます。どれだけの被害が発生するか、想像すると恐ろしくなります。今年 4 月、北海道大学松井利仁教授により、当該事業の低周波音による症状発生率マップ（資料）が示されましたが、この恐ろしさを裏付けるものでした。

水俣病は正式発見から 61 年の現在でも、被害者の救済は終結していません。水俣病の被害拡大を防ぐ手だてはなかったのかと悔やみ反省する声に学ぶべきです。水俣病の原因究明の過程において、御用学者である東京工業大学教授が有毒アミン説、東邦大学教授が腐敗アミン説を発表し、事業者チッソを救済するための世論操作が行われました。2004 年の水俣病関西訴訟では、最高裁判決として、国と熊本県に 1960 年以降の患者発生について不作為法責任を認めました。国と熊本県は情報を持っていながら、適切な対応を怠ったため、1960 年以降、防ぐことができたはずの水俣病患者を発生させてしまったので罪に問われたということです。

国内において風力発電施設からの低周波音等による健康被害は発生してお

り、国が認めないために、放置され救済されずに日々苦しんでいる方々が存在しています。長期暴露により死亡例も出ています。先に示した国内の3事例から、低周波音は健康被害を引き起こすことは明らかであり、耳の奥にある器官の前庭を介した発症機序も解明されています。国が不作為法責任を問われてもおかしくない状況にあると考えます。

水俣の例や原発の安全神話でもわかるように、国は一部の受益者のためにゆがんだ政策を公然と行います。私たち一般市民は安心して安全に健康に暮らせ、働けることをまず何よりも望んでおります。現在、国策として進められている再生可能エネルギー推進策は、特に大型風力発電施設がもたらすデメリットである健康被害を認めていないことが致命的な大欠陥であると考えます。全国で進められている大型風力発電建設事業は健康被害を防止する観点から、石狩湾新港周辺の4事業も含めて全て見直すべきです。一般市民の感覚として、当該事業は災いをもたらす何者でもありません。即刻、建設を中止することを要請します。